

国土入企第 16 号

平成 28 年 1 月 22 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、東日本大震災からの復興の加速化をはじめ、防災・減災対策、インフラ老朽化対策等の国民の安全・安心の確保を図るためには、平成 28 年 1 月 20 日に成立した平成 27 年度補正予算も含めた今後の公共工事の円滑かつ適正な施工を確保することが重要です。

国においては、今後の予算を執行するにあたり、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、円滑な施工の確保や予算の早期執行に万全を期することとしておりますが、各地方公共団体においても、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付け総行行第 231 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、円滑な施工確保を図るため、別添のとおり取組を講じるよう各都道府県及び政令指定都市あてに通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取扱いについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いいたします。